

# I 国土利用計画（熊本県計画）

## － 第四次 －

平成20年12月18日  
県議会議決

平成20年12月

熊 本 県

## 目 次

### 前 文

#### 1 県土利用に関する基本構想

(1) 熊本県の基本的条件	6
ア 社会的条件	6
イ 自然的条件	6
ウ 県民的条件	7
(2) 県土利用の基本方針	7
ア 持続可能な県土管理の能動的展開	7
イ 持続可能な県土管理を行う際の4つの観点	7
（ア）安全で安心できる県土利用	7
（イ）循環と共生を重視した県土利用	8
（ウ）地下水の保全に配慮した県土利用	8
（エ）うるわしくゆとりある県土利用	8
ウ 持続可能な県土管理を行うための3つの手法	9
（ア）多様な主体による県土管理	9
（イ）総合的な県土管理	9
（ウ）双方向的な県土管理	10

#### 2 県土利用の基本方向

(1) 地域類型別の県土利用の基本方向	11
ア 都市	11
イ 農山漁村	12
ウ 自然維持地域	13
(2) 利用区分別の県土利用の基本方向	13
ア 農用地	13
イ 森林	14
ウ 原野	15
エ 水面・河川・水路	15
オ 道路	15
カ 宅地	
（ア）住宅地	16
（イ）工業用地	16
（ウ）その他の宅地	16
キ その他	
（ア）文教施設・公園緑地等	17
（イ）レクリエーション用地	17
（ウ）低未利用地	17
（エ）沿岸域	18

3	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	
(1)	県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	19
(2)	地域別の概要	21
4	3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
(1)	公共の福祉の優先	24
(2)	国土利用計画法等の適切な運用	24
(3)	地域整備施策の推進	24
(4)	県土の保全と安全性の確保	25
(5)	環境の保全と美しい県土の形成	26
(6)	土地利用の転換の適正化	29
(7)	土地の有効利用の促進	30
(8)	県土の県民的経営の推進	32
(9)	県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	33
(10)	指標の活用	33

## 前 文

熊本県の区域における国土（以下「県土」という。）は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

また、本県は、「躍動し、飛躍する県」として熊本の可能性を最大化し、県民総参加により「くまもとの夢」の実現に努めることによって、「県民の総幸福量（GNH＝グロス・ナショナル・ハピネス）の最大化」を目指すところである。

このため、県土の利用においても公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、県民・企業・行政等の多様な主体（以下「多様な主体」という。）とのパートナーシップのもと、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、県土の利用に関する基本的事項を定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画及び県下の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに、同法第4条の国土利用計画を構成し、市町村計画及び同法第9条に規定する熊本県土地利用基本計画の基本となるものである。

# 1 県土利用に関する基本構想

## (1) 熊本県の基本的条件

本県は、九州の中央に位置するという優位な地理的条件にある。また、県土の6割以上を占める森林などの緑と、白川水源など8つの水源が全国の名水百選に選ばれるとともに県全体の生活用水の約8割を地下水で賄うなど、清らかで豊富な水資源に恵まれている。

さらに、世界最大級のカルデラをもつ雄大な阿蘇をはじめとする美しい自然、人吉・球磨地域の仏教文化や天草地域のキリシタン文化など、歴史と豊かな風土にはぐくまれた魅力ある地域文化や、我が国有数の食料供給基地としての役割を果たしている農業を始めとする各産業など、多くの優れた素材を有している。

今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの地域特性・地域資源をいかしつつ、次のような基本的条件を十分考慮して行う必要がある。

### ア 社会的条件

全国的な人口減少社会の到来と急速な少子高齢化の進展の中で、本県においても人口は減少しているものの、総世帯数の増加がみられ、熊本都市圏においては、人口増加にともなう土地需要が当面予想される。

県下の都市においては、中心市街地の空洞化、虫食い状態での低未利用地の増加などにより、土地利用効率の低下が懸念される。

また、農山漁村においては、過疎化・高齢化や、農林業の就業人口の減少による管理水準の低下等の要因により、耕作放棄地や植林未済地の増加といった問題が起きており、適切な対策が必要となっている。

### イ 自然的条件

近年、大規模地震・津波・高潮・風水害・土砂災害などの災害の増加や被害の甚大化が懸念されるなか、県土の安全性の確保に対する要請が高まっており、自然災害に対して迅速かつ適切に対応することが重要な課題となっている。

また、地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機等の問題が顕在化しているため、循環と共生を重視した県土利用への取組が重要になっている。

さらに、県内の飲用水等の大部分を賄う等本県の特長である豊富な地下水が近年減少傾向にあるため、これをかん養・保全することが重要である。

## ウ 県民的条件

社会的、自然的条件が変化するなか、良好なまちなみ景観の形成や、自然とのふれあい等に対する県民の意識が高まっている。

そのため、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、うるわしくゆとりある県土利用を更に進めていくことが期待される。

さらに、県民自らが主体となった里地・里山の保全・再生、森づくり運動、河川・道路・海岸の美化活動など、土地に関するパートナーシップによる取組が増加している。

このため、今後は、多様な主体による協働を創出し土地問題に対する活動を積極的に支援していくことが求められる。

## (2) 県土利用の基本方針

### ア 持続可能な県土管理の能動的展開

本県の基本的条件を踏まえて、全体としては土地利用転換の圧力が低下しているという状況を、県土利用の量的調整に加え質的向上をより一層積極的に推進するための機会ととらえ、うるわしくゆとりある県土をより良い状態で次世代に引き継ぐための「持続可能な県土管理」を能動的に行っていくことが重要である。

そのためには、個々の課題に適切に対応しながら、地域ごとの柔軟な対応のもとで取組を行っていくことが必要となる。

### イ 持続可能な県土管理を行う際の4つの観点

持続可能な県土管理を行う際には、次の4つの観点を基本として県土管理を行っていく。

#### (ア) 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適切な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候変動の影響への対応も踏まえ、諸機能の適切な配置、防災拠点の整

備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ハザードマップ等の作成、電気・ガス・上下水道・通信・交通等のライフラインの多重化・多元化を進めるとともに、治山・治水を基本とした水系の総合的管理、農用地の管理保全、県土面積の6割以上を占める森林の持つ県土保全機能等の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

さらに、高齢者や障がい者の自立と社会参加を進めるための生活環境の整備を図り、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を進める必要がある。

#### **(イ) 循環と共生を重視した県土利用**

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、県内各河川流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、「エコロジカル・ネットワーク」の形成などの取組による自然の保全・再生・創出などを図り、本来地域が備え持つ自然のシステムにかなった県土利用を進めていく必要がある。

#### **(ウ) 地下水の保全に配慮した県土利用**

県内の生活用水の約8割を賄う等本県にとって極めて重要な資源である地下水を総合的に保全・管理していくために、水源かん養域における農用地や森林等の保全策や汚染物質の地下浸透の防止策等を講じる必要がある。

また、近年市街化の進展や転作等による水田面積の減少により地下水かん養量が減少し、熊本地域の地下水位が低下している問題についても、対策を講じる必要がある。

#### **(エ) うるわしくゆとりある県土利用**

人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりや「ランドスケープ（風土景観）」をとらえ、ランドスケープが良好な状態にあることを県土のうるわしさと呼ぶこととし、地域が主体となって、その質を高めていくことが重要である。

このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村を中心とした、里山の保全等の自然環境資源の確保、歴史的・文化的景観の保存、地域の自

然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・復元・形成などを進めるとともに、県民の自然や文化とのふれあい志向に適切に対応していくことが必要である。

## ウ 持続可能な県土管理を行うための3つの手法

持続可能な県土管理を行うためには、県土利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、県内各地域において、総合的な観点で地域住民との合意形成を図るとともに周辺の土地利用との調和を図っていく必要がある。

同時に、土地利用の可逆性が容易に得られないことを念頭において慎重な土地利用転換や既存の土地の有効利用を重視しながら、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることや、それぞれの地域において地域の実情に即した取組を地域が主体的に促進していくことが重要である。

### (ア) 多様な主体による県土管理

国・県・市町村がそれぞれに公的な役割を発揮すること、土地所有者等による適切な管理がなされること、パートナーシップの理念に基づき、多様な主体がまちづくりや森づくり、農地の保全管理等に参加し直接的に県土利用や管理にかかわること、地元農産品の購入や募金等で間接的に県土利用や管理につながる取組をすることなどを幅広く展開させることにより、県民一人一人が県土利用や管理の一翼を担い協働していく必要がある。

すなわち、県として県民総参加による「県土の県民的経営」を促進する必要がある。

### (イ) 総合的な県土管理

県民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものとして捉えて快適性や安全性を考えるなど、空間における個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況がある。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。

このように、県内各地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりを踏まえ、総合的にとらえて管理を行う必要がある。

#### **(ウ) 双方向的な県土管理**

地域間の交流・連携が進む中で、多数の都市住民が阿蘇地域での草原再生や人吉・球磨地域での植林未済地への対応としての植林・森づくり、有明海・八代海の再生などの活動へ参加するなど、それぞれの地域の土地利用に対して、地域外から様々な人や団体が積極的に関与する状況がみられる。

また、都市と農山漁村等は環境保全や防災対策上密接なつながりをもつなど、地域間には相互に深いつながりがみられる。このように都市と農山漁村等は相互に影響を及ぼしあっているので、その結びつきに配慮した形で双方向的な県土管理を行っていく必要がある。